平成２３年（フ）第３３１号
北九州市八幡西区高江３丁目16番32号
債務者　吉田　成治
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３３号
北九州市八幡西区友田３丁目４番23―201号
債務者　野田　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４４号
北九州市小倉南区朽網西５丁目22番７号
債務者　辻　　政子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９号
佐賀県唐津市和多田南先石１番46号
債務者　吉岡　敬子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１６０号
大分市坂ノ市中央１丁目６番25―101号　ｙ．ａ．ｋ．ｍ．Ｉ
債務者　坂田　篤史
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７１号
大分市大字家島390番地
債務者　谷　　清加
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
宮崎市中村西２丁目８番３号　スカイコート303号
債務者　田中　由紀（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８３号
宮崎県都城市久保原町10街区38号
債務者　一宮　正治
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８４号
宮崎県都城市久保原町10街区38号
債務者　一宮千代子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８０号
宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地県営下水流団地Ｃ棟７号
債務者　椎葉日出子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８９号
宮崎県延岡市山下町３丁目１番地11
債務者　富山光世史
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９０号
宮崎県延岡市山下町３丁目１番地11
債務者　富山巻喜子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県伊佐市大口山野5217番地
債務者　中山亜紀子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市向江町27番13号　オランジュ101号、旧住所鹿児島県鹿屋市田崎町2812番地１
債務者　髙橋　チヨ（旧姓川畠）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目16番32号　岡元アパート105号
債務者　金沢　美良
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
鹿児島県垂水市田神3620番地
債務者　田之上美佳
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
北海道旭川市８条通８―43　沼崎病院長期療養病棟212号、住民票上の住所北海道旭川市９条通14丁目24番地の224レンカルナ旭川
債務者　大池　優子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
旭川地方裁判所民事部